

令和 8 年度医工連携コーディネーターの配置等に関する業務委託仕様書

1 目的

東九州メディカルバレー構想における医療関連機器産業の拠点づくりを推進するため、医工連携コーディネーターを配置し、県内企業が行う医療関連機器開発を支援する。

2 委託業務内容

医工連携コーディネーターは、県及び関係機関と連携し、機器開発の新規プロジェクト創出に向けて次の業務を行う。なお、(1)から(5)までの事業について、少なくとも合計で 3 2 0 時間以上（年間 4 0 日、月 4 回程度）活動するものとする。

(1) 医療関連ニーズの収集活動

県内の医療機関、介護施設及び大学等研究機関（以下「県内医療機関等」という。）を訪問し、臨床現場での医療関連機器のニーズを収集する。なお、県内医療機関等でのニーズ収集を基本とするが、県内でのニーズが寡少である場合は、甲乙協議の上、県外医療機関等でのニーズ収集を以て代えることができる。

(2) (1)で収集したニーズと県内企業の技術シーズとのマッチング

収集したニーズを甲に報告し、当該ニーズを県内企業に共有するマッチングを年 3 回程度実施する。なお、共有する企業の選定については甲との協議の上、実施するものとする。

(3) 既開発製品又は改良中の製品に関する意見収集

県内で開発された又は改良中の製品について、別途甲から乙に提供する情報に基づき、医療関連従事者から意見収集を行う（年 3 回程度を想定）。

(4) 月 1 回の書面による活動報告

(5) その他必要な活動

3 委託事業に係る経費について

事業の遂行に必要な経費とする。ただし、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する経費については除くものとする。また、事業の実施に必要な売買、賃借、請負その他の契約において、1 0 万円を超える高額な経費については、事前に甲乙による協議を実施する。

(1) 国又は県から別途、補助金、委託費、助成金等が支給される経費

(2) 施設等の設置や改修に係る経費

(3) 当該年度中に費消しない交通系 IC カードの残余、回数券、郵券等の金券

類に係る経費

(4) 飲食に係る経費

(5) その他支出を証する書類のない経費及び事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して甲が補助対象とすることが適当でないとする経費

4 関係書類の整備

この委託業務に関する書類は、委託業務の完了した日の属する年度終了の日から5年間保存しなければならない。